

令和6年2月20日

八幡平市

懲戒処分の公表

地方公務員法第29条及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

1 処分の理由

令和3年4月から11月までの期間において、住宅建設に伴い当該宅地内に下水道の公共汚水ますを早急に整備する必要があったことから、汚水ます・取付管布設工事4件について、本来必要な契約手続きを行わないまま業者に口頭発注し、契約書等を作成しない状態で年度末を経過し、工事費が未払いとなりました。

その後、本来下水道事業会計から支払うべき未払いの工事費について、分割した金額を水道事業会計の水道漏水修繕に上乘せするよう、請求書の差し替えを業者に指示し、令和4年度及び令和5年度において計8回にわたり上乘せ後の金額で支払いをしていたほか、前担当者から現担当者へ個別に引継ぎをし、支払処理を行ったもので、地方公務員法第32条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務規定に違反するものであります。

また、この行為は、公務員にあってはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、八幡平市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するものであります。

2 被処分者及び処分の内容

【被処分者①】

係長級 50代男性職員

地方公務員法第29条第1項第1号の規定並びに八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定（別表「1一般服務」の「不適切な事務処理」）に該当するので、懲戒処分として減給（6月間の給料の月額10分の1の額）としました。

【被処分者②】

係長級 50代男性職員

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号の規定並びに八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第 2 条の規定（別表「1 一般服務」の「不適切な事務処理」）に該当するので、懲戒処分として減給（1 月間の給料の月額 10 分の 1 の額）としました。

【指導監督不適正による被処分者 3 名】

主任級（当時課長級） 60 代男性職員 及び 2 名の課長補佐級 50 代男性職員

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号の規定並びに八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第 2 条の規定（別表「6 監督責任関係」の「指導監督不適正」）に該当するので、懲戒処分として戒告としました。

3 処分発令日 令和 6 年 2 月 20 日